

山梨県では、熊本県からの要請により県内の民間賃貸住宅等を県が借り上げ、被災された方にご提供します。

1 入居対象者

借上げ住宅に入居できる者は、平成28年熊本地震における災害（以下「当該災害」という。）時（平成28年4月14日時点）に、熊本県内に居住する者であって、以下の（1）から（3）の全ての要件を満たす者（世帯）とします。

- （1）当該災害により次の要件のいずれかを満たす者
 - ① 住居の全壊又は大規模半壊により居住する住宅がない者
 - ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと被災した市町村の長が認める者
 - ③ 「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない者
- （2）自らの資力をもってしては住居を確保することができない者
- （3）法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者

2 借上げの対象となる物件

- ・賃料：月額6万円以内（ただし、5人以上（乳幼児を除く）の世帯は月額9万円以内。光熱水費、管理費、共益費、駐車場料金、自治会費等は除く。）
- ・耐震性が確保されているもの

3 入居期間

- ・最長2年間

4 契約の基本事項

- ・貸主、借主（山梨県）、入居者の3者の定期建物賃貸借契約とし、県が以下の費用を負担します。

対 象	内 容
貸 主	・毎月の賃料、礼金（賃料の1か月分を限度）、退去修繕負担金（賃料の2か月分を限度）
仲介業者	・仲介手数料（賃料の0.54か月分を限度）
保険会社	・火災保険等損害保険料（1年当たり1万円を限度。県が加入）

※光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費等及び入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用で、退去修繕負担金で賅えなかった場合の不足額は入居者の負担

※火災保険等損害保険の加入は、契約後となりますので、あらかじめご了承下さい。

5 相談・申込窓口※申込書等の様式は県ホームページに掲載しております。

相談窓口：現在居住している市町村又は被災者が入居しようとする民間賃貸住宅のある市町村被災者窓口

申込窓口：被災者が入居しようとする民間賃貸住宅のある市町村の被災者窓口

- ① 市町村からこの制度の概要説明を受けてください。
- ② 市町村による説明及び入居要件の確認を受けてから、仲介業者に連絡し、申込書様式、り災証明等必要書類を持参の上、物件を探してください。
- ③ 物件が決まりましたら、申込書に必要書類を記載し、り災証明等必要書類を添付の上、入居しようとする民間賃貸住宅のある市町村被災者窓口へ提出し審査を受けてください。

6 既に民間賃貸住宅に入居している場合の取扱い

平成28年4月14日の発災以降、既に個人で契約して入居している場合でも、上記**1 入居対象者**、上記**2 借上げの対象となる物件**等を満たし、貸主の同意が得られる場合には、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業の対象となります（但し、保険については、遡及できませんので御了承願います）。

7 申込期間

- ・平成28年7月20日（水）から平成29年3月31日（金）までに市町村被災者窓口へ申込書を提出してください。
- ・ただし、個別の事情により、平成29年3月31日まで申込みができない入居希望者については、原則として同日までに「理由書」を提出してください。
- （注）遅くとも平成29年5月31日（水）までには入居してください。

8 問合せ先

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県 県土整備部 建築住宅課 企画担当 電話 055-223-1730